

江東ひがし

- ◎公益社団法人として
再出発! 1
- ◎平成24年度
税制改正大綱 6

浮世絵

東洲斎写楽

三世市川八百蔵の 田辺文蔵

この絵は、寛政六年五月都座上演の「花菖浦文祿曾我」に登場する、石井兄弟の内、源蔵が返り討ちにあう場で水右衛門に太股を斬られて足なえとなり、貧にせまり、妻おしづは病み、自分は覽車（いざりぐるま）にのるというような悲運の人である。その寂しさが、そのやつれが、胸もとで組み合わされたいじけたような両腕にも、両肩の落

ちた、そして猪首につき出された首筋の弱々しさにも、のびた月代（さかやき）にも、後ろ毛にも、うつろのような眼にも十分に把握されている。また、衣裳は黒とベニガウ色の二色で、僅かに袖口に緑色がのぞいているにすぎない。これほど役柄とその雰囲気を描破されている絵も少ないといえよう。

（解説）吉田暎二氏 抜粋



山田 晃氏所蔵

真の公益法人として

公益社団法人江東東法人会

会長 松本光史



松本会長

当会の懸案事項でありました公益社団法人への移行につきまして、去る4月1日に移行登記が完了し、新しく「公益社団法人江東東法人会」として再出発をしました。

そもそも当会の公益社団法人への移行につきましては、平成20年12月から始まった公益法人制度改革の実施に伴うものです。

この改革は、一部の公益法人において、公益法人とは名ばかりで実質的には営利事業に特化した活動を行っている組織や、主務官庁からの裁量権の影響で、公益事業の円滑な遂行が阻害されている組織があるなどの状況を踏まえ、

公益法人の公益性を再構築するという趣旨で実施されたものです。

そのため、公益法人は平成25年11月までに、公益格を持つ公益社団(または公益財団)か、公益格を有しない一般社団(または一般財団)、さもなくば解散という三つの選択肢を求められました。

当会は、従来から税知識の普及、納税意識の向上、円滑な税務行政への協力など税を核とした活動や、さらには街の清掃活動「まちをきれいに」などにより広く地域に貢献する活動など積極的に展開しており、活動全般にわたり極めて公益性の高い活動を実施しているところです。

当会はこのような活動状況に鑑み、昨年5月26日の第45回通常総会において公益社団法人を選択することをご承認

いただき、これに基づき、昨年12月16日に東京都の関係部署に認定申請を行い、本年の2月27日に公益社団法人への移行の認定の答申を受け、それ以降、3月下旬まで移行登記のための作業を行い、冒頭のとおりに4月1日に移行登記

「公益社団法人への移行に寄せて」

江東東税務署長 音 政次



音 署長

江東東法人会の皆様、この度は念願の公益認定を取得されました、誠にめでとございます。

約一年半前に「公益社団法人移行準備委員会」を立ち上げ、佐野前会長からバトンを託された松本会長のもと、役員の皆様方が一丸となつて取り組まれた結果であり、心からお祝いを申し上げます。

江東東法人会は、昭和24年

が完了したところであります。当会が公益社団法人となつた今、「公益」という概念から、会員はもとより一般の方々にも当会の事業活動に積極的に参加してもらえよう、より一層事業活動の公益性の増進に心がけるとともに、開かれ

4月に、その前身である「江東東法人会」として創立されました。その後、昭和39年7月に、江東税務署が東西に分割したことに伴いまして、「江東東法人会」も東西に分割され、「江東東法人会」として再出発されました。

以来、長年に渡り、「よき経営者を目指すものの団体」として、正しい税務知識の普及と納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組んでこられました。

このように伝統ある江東東法人会が、輝かしい「公益社団法人」として新たなステ

た会運営につとめ、これまで以上に真の公益法人として誇りを持った組織へと成長するよう邁進する所存でありますので、皆様方には従来にもましてご理解・ご協力をお願い申し上げます。

この新制度への移行を機に、江東東法人会と私ども税務当局は、協調関係を一層深め、相互信頼のもと、更なる発展を図れる良きパートナーでありたいと考えております。

結びに当たりまして、公益社団法人として新たなスタートをされる江東東法人会の益々のご発展と、会員企業の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

連載

わがまち 城東 その2

置いてけ堀 亀戸一丁目

■本所の七不思議

むかしは不思議なことが、
沢山あったようだ。

七不思議とは「伝説、自然現象、人間生活などに関して、不可解とされるもの七種を集めて、総括的な名称を与えたもの」と解説されている。

江戸とその周辺にも沢山あるそうで、捕物でおなじみの与力同心のいた「八丁堀七不思議」なんてのもある。

江戸時代の本所界限も、アシが生いしげり狸や狐のとびまわるさびしい所があちこちにあったから、不思議な出来事にはこと欠かなかった。

本所の七不思議というのはいろいろあるが、大体つぎのようなものが一般である。

1. 置いてけ堀
2. 足洗い屋敷

■置いてけ堀

3. 片葉の芦（アシ）
4. 堅川の送り提灯
5. 消えぬの行灯
6. 夜更けのバカ囃子
7. 入江町の時なし

墨田区横網震災記念堂、両国駅付近から東へ四つ目あたりまで、長い大きな堀があった、この流れの一带が「置いてけ堀」であるから、一カ所だけに限られたものではなく、川筋をみな置いてけ堀とよぶことができる。

現在、亀戸一丁目にあった長方形の池の話とする説もあるが、どれも決め手がない。うってみれば本来が、そういう性質のものである。

置いてけ堀とは堀の両岸にアシが茂り雑木林もあって淋しい所であったから、狐狸の



錦糸堀公園の河童像

住むにはよい所であった。しかもそこはボラ、鯉、鮒などがよく釣れたので、釣人が絶えまなかつた。ところが竿をしまつて、いざ、帰ろうとすると「置いてけ、置いてけ」という声がある。声のするほうを見ると、怪しい目玉がギョロリ！釣人は何もかもおつぼりだして、一目散で逃げ出した。いくらかの獲物を置いて帰らないと、途中で獲物を失ない、あるいは三ツ目小僧や大入道のような化け物が出て、帰り道にたちふさがるといのである。

■堀の主は狸？河童？

七不思議のなかに狸関係の存在感があるととして狸説あり、源森橋の源兵衛河童、錦糸堀仙台堀には別の河童集団もあり、河童の仕業とする説、堀の主は狸派と河童党と二分さ

れているようだ。
小説「半七捕物帖」の作者岡本綺堂によると、本所のどこかに悪旗本の屋敷があり、毎夜イカサマ博打で、身ぐるみ置いていかさせられるので、そこから名づけられたとか。

2月研修会「最新の税情報」

税務研究部会

2月研修会が6日(月)、講師に江東東税務署法人課税第一部門の前田上席を迎えて行われ、研修内容は、昨年の震災の影響で審議が延びていた平成23年度の税制改正を中心に、「最新の税情報」と題して次のとおりであった。

① 税務調査手続等の法定化

税務調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、次の7項目が法定化された。



プロジェクターでの講習

提出に対する罰則

③ 処分の理由附記

処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、全ての処分について理由附記を実施する。

④ 東日本大震災からの復興に向けた

税制上の対応

- (1) 法人税の特別控除
- (2) 事業用設備等の特別償却等
- (3) 研究開発税制特例等 など

- (1) 事前通知
- (2) 是認通知
- (3) 調査結果の説明
- (4) 修正申告又は期限後申告の勧奨
- (5) 再調査
- (6) 帳簿書類等の提示・提出
- (7) 納税者から提出された物件の留置き

- (1) 納税者の救済と課税の適正
- (2) 更正の請求の改正

納税者の救済と課税の適正

簿記3級講習開催!

全12回全員修了!

平成24年1月16日から2月10日まで簿記3級コースが全12回行われた。

講師に東京税理士会江東東支部所属の税理士奥野真理先生を迎え、8名の方が受講した。



実務に活かす講習

今回は簿記3級において仕訳から記帳、決算手続き、財務諸表の作成等を、簿記の基本原理や、取引の処理など、簿記の基礎知識を学ぶことに重点をおいた講義を行った。

簿記とは、「帳簿記入」が省略されたものといわれている。個人や企業が様々な取引活動によりお金などの流れを把握

するために帳簿記入は欠かせないもので、簿記とはその帳簿をつける技術のことをあらわす。そしてこの簿記を使い、日々処理を行って、決算報告書を作成しているわけである。

簿記は経理など財務関係に必要と思われるが、これらに限らず、ビジネス上

で色々と活用できる。例えば、製造コストを見積もり販売価格を決めることも、簿記知識があればこそである。また、お金の流れがわかれば、会社の仕組みもわかるのであらゆる仕事に役立つ。新聞やニュースを理解することにもその知識は活用できる。

簿記を知っている人は、お金の流れや、会社の仕組みを理解していると認識される。営業、管理部門に必要な知識

として評価する企業も増えているので、今後もスキルアップや、仕事への活用のため、より多くの方々に受講していただきたい。

平成24年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成24年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇ 受 験 資 格

① 平成24年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成25年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間 平成24年5月14日(月)～7月10日(火) (土・日曜日は除く。)

◇ 申込書受付期間

① インターネット 平成24年6月26日(火)～7月5日(木)

② 郵送又は持参 平成24年7月2日(月)～7月10日(火)

※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

◇ 試 験 日

① 第1次試験 9月9日(日)

② 第2次試験 10月18日(木)～10月25日(木)のうち、指定する日

※ 詳細については、江東東税務署・総務課 (☎03-3685-6311) までお尋ねください。



▼あの3・11
東日本震災
から1年が過
ぎた。日本人
みんなが様々

な想いでこの日を迎えたいに違いない。普通で当たり前の平和だった生活が一瞬で普通では無くなってしまふ怖さ。この1年間で学んだことは計り知れないし、その想いは忘れてはいけないと思う。

▼ただ日本に住んでいる以上地震という天災は避けられない。専門家の報告では我々が住む関東にもいわゆる首都直下地震が「30年間で98%」あるいは「4年で70%」など、あくまでも試算ではあるが、かなりの確率で起るといわれている。会社でも我が家でも建物の耐震対策や、非常食の備蓄、避難場所への経路確認は行っているがどの程度の効果があるのか分からない。

▼一番大切なのは、常に出逢った仲間や家族を大切にし、後で後悔しない生き方、考え方を持ち続ける事ではないかと最近強く思う。

(三)

(株)安井杵(やすいもく)工務店 京都建築業界の有名な老舗
創業 元禄元年(1688)



同社の経営姿勢

数年前まで営業部門を置いてなかったという。それは、長年同社内に培われてきた、仕事への誠実さと、技術水準の高さによるといえる。「よい仕事をすれば必ず施主に喜ばれる。そして、他の人にも宣伝していただける。この自然の道理に基づくことで、仕事は絶えることがなかった。これは現在に至っても変わっていない」と15代の安井洋太郎社長は言う。

このように高い技術が保持され、今日まで伝えられてきた背景には、会社と従業員との親密な人間関係がある。同社の社員や職人は、仕事で家を出るとき「本家に行ってくる」「母屋に行ってくる」と言うそうである。これこそ、安井杵独特のもので、そこには長年培われた、従業員思いの慈悲の伝統があるといえるのではないか。

300年の歴史の中には、困難な時代が幾度かあり、職人、大工は仕事がない、食べ物もないという時期もあったが、そんな中でも安井杵では親身になって職人たちの面倒を見、世話をし、相談にのってあげていた。

又、先祖伝来の田畑で職人たちにも手伝わせて、農作物をつくり、その収穫を分け合ってきた。こうした人間関係があったからこそ、戦後いち早く建築の仕事を始められたという。

とにかく、こうした生死を共にしてきた間柄が、一大家族の関係を生み、職人たちをして「母屋に行ってくる」と言わしめるに至ったのである。

安井杵には、家訓らしきものはないが、代々の社長の信条は「まじめ誠実」であり「儲けない、店を大きくしない」ことにあるという。

平成
24年度

税制改正大綱

自動車重量税の軽減、エコカー減税の延長など盛り込まれる!!

政府は昨年十二月十日、平成二十四年度税制改正大綱を閣議決定しました。

大綱では、自動車重量税の軽減、エコカー減税の延長などが盛り込まれているほか、平成二十三年度税制改正で積み残しとなった給与所得控除の上限設定や地球温暖化対策のための税の創設なども含まれています。主な内容をお知らせします。

なお、大綱に先立ち、昨年十二月三十日、東日本大震災の復興財源を賄う復興財源法が国会で可決・成立しました。

税関連部分についてあわせてお知らせします。



法人課税

■中小企業税制

- ・中小企業投資促進税制の対象資産に試験機器等が追加され、適用期限を二年延長
- ・交際費の損金算入特例措置の適用期限を二年延長
- ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例措置の適用期限を二年延長

延長

■研究開発税制

- ・試験研究費の上乗せ特例措置の適用期限を二年延長

※平成二十四年四月一日から平成二六年三月三十一日までの時限措置

■環境関連投資促進税制

- ・平成三十三年度税制改正で創設された環境関連投資促進税制が拡充さ

※平成二四年四月二日から平成二六年三月三十一日までの時限措置

個人所得課税

■給与所得控除

給与収入二五〇〇万円超は一律二四

万円とする上限を設定
※平成二五年分以後の所得税及び平成二六年度分以後の個人住民税に適用

れ、太陽光パネルや風力発電設備に係る即時償却制度を創設
※平成二四年四月一日から平成二五年三月三十一日までの間に当該設備の取得等をし事業の用に供した場合の時限措置

■特定支出控除

- ・範囲を拡大し、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交通費)を追加。その他、適用判定基準を見直し

※平成二五年分以後の所得税及び平

成二六年度分以後の個人住民税に適用

■退職所得課税

勤続年数五年以下の法人役員等の退職金の二分の課税を廃止

※平成二五年度分以後の所得税に適用。個人住民税は平成二五年一月一日以後に支払われるべき退職手当等に適用

資産課税

■住宅取得等資金の贈与税

親族からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長

	平成24年	平成25年	平成26年
特別枠 (省エネ・耐震住宅)	1,500万円	1,200万円	1,000万円
一般枠	1,000万円	700万円	500万円

※平成二四年一月一日以後に贈与により取得する住宅取得等資金の贈与税に適用

■相続税の連帯責任

一定条件を満たせば相続税の連帯納付義務を緩和

※平成二四年四月一日以後に申告期限等が到来するものに適用。ただし、同日において滞納となっている相続税についても同様扱い

■国外財産調査

五〇〇〇万円超の国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調査の提出を求める制度を創設

※平成二六年一月一日以後に提出すべき国外財産調査に適用

環境関連税制

■自動車重量税

自家用自動車の場合、燃費基準達成率は〇・五トンあたり二五〇〇円、未達成率は同九〇〇円を減税
※平成二四年五月一日以降適用

■自動車取得税

いわゆる「エコカー減税」について燃費基準を切り替えたうえ三年延長
※平成二四年四月一日から平成二七年三月三十一日までの間に取得した場合の制限措置

■地球温暖化対策のための税

全化石燃料を課税ベースとする石油炭税に、CO₂排出量に応じ上乘せする形で創設

※平成二四年一〇月一日施行。平成二八年三月三十一日までの間、税率の経過措置あり

固定資産税

■住宅用地の課税標準の特例措置

段階的に縮小し平成二六年度に廃止



復興財源

復興特別法人税

■実効税率5%引き下げと法人税額一割上乘せをセット

※平成二四年四月から三年間(増収見込額年八〇〇億円)

(※実効税率=法人税・法人住民税・法人事業税を合わせたもの。東京都の場合、現在四〇・六九%。平成二四〜二六年度は三八・〇%、二七年度以降は三五・六四%になる)

復興特別所得税

■所得税額に二%分を上乘せ

※平成二五年一月から二五年度(増収見込額年三〇〇億円)

個人住民税

■均等割分を年四〇〇〇〇円(標準税額の場合)から五〇〇〇〇円に二〇〇円引き上げ

※平成二六年六月から二〇年間(増収見込額一〇年で六〇〇億円)

■退職金にかかる一〇%税額控除措置を廃止

※平成二五年一月から二〇年間(増収見込額一〇年で二七〇億円)



☆記事内容についての問い合わせは…

四方(よも)税理士事務所

電話 〇三二五八〇二二三〇五〇

都税だより

●5月は自動車税の納期です
5月31日(木)までにお近くの
金融機関・郵便局・コンビニ
等でご納付ください。

●中小企業者向け省エネ促進
税制 法人事業税の減免申
請期限にご注意ください

東京都は、中小企業者が地
球温暖化対策の推進の一環と
して行う省エネルギー設備及
び再生可能エネルギー設備の
取得を税制面から支援するた

め、法人事業税を減免します。

申請期限は、事業税の納期限
までです。申請期限までに、

減免申請書及び必要書類を、
中央都税事務所へ提出してく

ださい。申請期限を過ぎると、
減免を受けることができない
のでご注意ください。

例：平成24年3月31日決算で、
5月31日が申告納付期限の法

人の減免申請期限は、5月31
日です。

〒 江東都税事務所
(3637) 7121

第1回通常総会のご案内

開催日 5月28日(月)

会場 アンフェリシオン 5階「カーサ」

第1部 第1回通常総会 (午後4時～同5時15分)

第1号議案 平成23年度事業報告承認の件

第2号議案 平成23年度決算報告承認の件

報告事項1 平成24年度事業計画について

報告事項2 平成24年度収支予算について

第2部 懇談会 (午後5時30分～)

会費 無料

参加申込は事務局まで (3684)2303

行事予定

5月

8日(火)	無料記帳相談 新設法人説明会	午前 10 時 午後 2 時	法 人 会 館 法 人 会 館
11日(金)	源泉部会第38回通常総会	午後 3 時15分	法 人 会 館
12日(土)	第29回社会貢献活動「まちをきれいに」	午前 9 時30分	砂 町 地 区
22日(火)	常任理事会 第2回理事会	午後 1 時 午後 2 時	法 人 会 館 法 人 会 館
23日(水)	北砂第1支部～第4支部合同研修会	午後 6 時30分	砂町文化センター
25日(金)	亀戸第9支部研修会	午前10時30分	亀戸東地区集会所
28日(月)	第1回通常総会	午後 4 時	アンフェリシオン

6月

6日(水)	源泉部会研修会 テーマ及び講師未定	午後 3 時	法 人 会 館
7日(木)	無料記帳相談	午前 10 時	法 人 会 館
12日(火)	防災(地震)施設体験学習会	午後 2 時30分	東 京 臨 海 広 域 防 災 公 園
13日(水)	税務研究部会研修会 テーマ及び講師未定	午後 3 時	法 人 会 館
14日(水)	決算法人説明会 講師 江東東税務署担当官	午後 2 時	法 人 会 館
22日(金)	女性部会研修会 テーマ及び講師未定	午後 2 時	法 人 会 館

7月

4日(水)	決算法人説明会	午後 2 時	法 人 会 館
11日(水)	無料記帳相談	午前 10 時	法 人 会 館
26日(木)	常任理事会 第3回理事会 理事・部会合同役員会	午後 3 時 午後 4 時 午後 5 時	亀 戸 天 神 社 亀 戸 天 神 社 亀 戸 天 神 社

◎各部会の研修会の内容・講師については未定のため未掲載となっていますが、決まり次第ホームページに掲載します
ので、ホームページをご覧ください。(http://www.koto-higashi-h.or.jp/)

◎役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。

管内法人数 4,924社 法人会員数 2,134社 加入率 43.34% (平成24年3月31日現在)

http://www.koto-higashi-h.or.jp/